



# JAAO News

vol.104 April 2016

## □ 今月号の目次と要旨

1. 本誌の名称変更について: “速報性の高いニュースを提供”を使命に「JAAO NEWS」に改名。
2. 廃水銀等の取扱いに関する規制強化: 「特性施設から排出される廃水銀等が、特別産業廃棄物に該当する」ことになる施行令が4月1日より施行。今後は、多くの排出事業者が対象になる「廃蛍光灯等の処理に関するルール強化(2017年10月?)」も想定される。要注意。
3. 静岡市が条例施行規則を改正: 処理委託先が優良認定処理業者の場合、インターネットを利用する方法により実地確認を行うことが可能、とした改正を実施。
4. 太陽光発電設備の処理・リサイクル: 使用済太陽光発電設備の将来の大量廃棄に備えて、不法投棄を防止するための基本的な考え方を紹介した「ガイドライン(第1版)」が作成された。
5. 京都議定書第一約束期間の削減目標を達成: 我国が保有するクレジット枠について、その償却状況を国連が審査した結果、温室効果ガス排出量を基準年(原則1990年)比の6%削減を正式決定。
6. リデュース・リユースの推進: 環境省が事例集・データブックを発刊。
7. 容器包装リサイクル制度の施行状況: 5月6日までパブコメ中。

## 1. 本誌の名称変更 (JAAO NEWS) について

当社(JAAO)は、会員皆様に廃棄物処理における情報提供を目的として、直近のトピックスを選定して、その概要に関する解説を中心に月刊誌「JAAO FLASH」を発行して参りました。お陰様を持ちまして、先月には第103号を発行することが出来ましたが、この100号を超えたことを契機として、本誌発行に関する趣旨について再点検しました。

その結果、皆様方に“速報性の高いニュースを提供することが本誌の重要な使命”であるとの初心を思いお越し、名称を「JAAO NEWS」に改めて、本年度(4月)から再出発することにしました。ただ、今迄の継続性を担保するために、本誌 *volume number* は、JAAO FLASHより引き続いた番号を使用させて頂きたく存じます。

本誌で採り上げるテーマ等の概要について以下に示しますが、基本的には以前と同内容を踏襲したいと考えております。

※分野：廃棄物処理／リサイクル／環境全般

※内容：

◇制度を中心に最新情報の提供

★行政(環境省等)の報道発表内容を紹介

★法改正・条例等の改正動向、通知等の紹介

◇話題性あるテーマの概要や内容を解説

◇業界(市場・技術・経営・行政処分等)の解説

◇日常業務 Q&A 等

取扱いについて規制が強化され、2016年4月1日から施行された。今般の強化内容は、**今までの普通産業廃棄物であった水銀廃棄物のうち一部が特別管理産業廃棄物になる**という変更だ。では、どのような水銀廃棄物が該当するのだろうか？

「特定施設」から排出された廃水銀等が該当する。その他、「水銀汚染物または水銀使用製品廃棄物から回収されたもの」、「廃水銀等を処理するために処理したもの」も該当する。ここで言う「特定施設」とは、以下の施設が対象となっている。

- ① 水銀もしくはその化合物が含まれている物または水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
- ② 水銀使用製品の製造の用に供する施設
- ③ 灯台の回転装置が備え付けられた施設
- ④ 水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く)を有する施設
- ⑤ 国または地方公共団体の試験研究機関
- ⑥ 大学およびその附属試験研究機関
- ⑦ 学術研究および製品の製造もしくは技術の改良、考察もしくは発明に係る試験研究を行う研究所

結論から言えば、普通に事業活動を営んでいる排出事業者には当該変更を受けて対応すべき事項は少ないと言える。というのも、水銀が含有され多くの排出事業者が取り扱うと想定される蛍光灯や電池、医務室等で取り扱いがある血圧計や体温計は、今回の規制強化では特別管理産業廃棄物に該当しない。ただし、企業の研究所等で⑦に該当する場合は想定されるので、その場合には注意が必要だ。

では、排出事業者で取り扱いが多いとされる廃蛍光灯等の処理について、今後ルールが強化され、各排出事業者は対応が必要となるのか？ 答えは「必要となる」、ただ、その時期は、未だ先となる。と

## 2. 【解説】廃水銀等の取扱いに関する規制強化

### 4月1日より改正施行令が施行

小西 道子

廃棄物処理法施行令等の一部が改正され「廃水銀およびその化合物(以下、「廃水銀等」という)」の

いうのも、「水銀使用製品産業廃棄物のうち相当の割合以上に水銀等を含むものは水銀を回収してから処分すること」という大枠の規制が既に決められているからだ。今後、具体的に、どういった水銀使用製品産業廃棄物について、水銀回収を義務化するか、対象物の選定が行われ、また、水銀回収に係る処分基準も示されて行くだろう。**これらの規制の施行予定時期は、来年(2017年)10月1日と言われている。詳細内容は今年度(2016年)中に提示されることだが、対応まで時間があると考えると良いだろう。**

とは言え、一般的に廃棄物の区分は難しいものだ。今般の規制強化を受けて、排出事業者に係るQ&Aをまとめ(沖縄県HPより抜粋)たので、参考にしたい。**注意点として、特別管理産業廃棄物には該当しなくても、適正処理にはそれに準じた処理が望まれる場合がある**ということがある。今後、水銀が含有される廃棄物が発生する場合、産廃処理業者と適正な処理方法について確認しておくことが重要になる。

=====  
**Q 1** 試験研究所で生じた水銀を含む試薬を廃棄したいが、水銀濃度がわずかの場合、普通の産業廃棄物として処理することは可能か。

**A 1** 水銀濃度にかかわらず、廃水銀等に該当する場合は、特別管理産業廃棄物として処理されなければならない。

=====  
**Q 2** 医療機関で生じた水銀血圧計、水銀体温計、詰替用水銀を処理したい場合、どの許可を有する処理業者に委託するべきか。

**A 2** 特別管理産業廃棄物として指定を受ける廃水銀等は、水銀使用製品から回収された水銀であるため、未回収の水銀血圧計、水銀体温計及び詰替用水銀等の水銀使用製品は、特別管理産業廃棄物に該当せず、普通の産業廃棄物として取り扱われる。ただし、特別管理産業廃棄物である廃水銀等に準じて処理されることが望ましい。

=====  
**Q 3** 保管されていた水銀血圧計が破損し、水銀が漏洩した。当該廃水銀は特別管理産業廃棄物に該当するか。

**A 3** 水銀使用製品の破損により漏洩した廃水銀は特別管理産業廃棄物に該当しない。ただし、特別管理産業廃棄物である廃水銀等に準じて処理されることが望ましい。

=====  
**Q 4** 現在使用中の水銀使用製品(血圧計等)は、いつまでに処理しなければならないか。

**A 4** 処理期限の定めはない。しかし、現在回収された水銀は有価物として需要があるが、今後、水銀使用製品の製造や輸出入が原則禁止になるため、水銀需要が減少する中で、現状の処理費用が維持されるとは限らないことに注意する必要がある。

=====  
**Q 5** 改正政令で定める特定の施設以外で生じた浄化槽汚泥中に水銀が検出された。当該汚泥は特別管理産業廃棄物として処理しなければならないか。

**A 5** 特別管理産業廃棄物には該当しない。ただし、特別管理産業廃棄物である廃水銀等に準じ、適正に処理されることが望ましい。

(参考HP)

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/documents/haisuigingqa.pdf>

### 3. 静岡市が条例施行規則を改正

#### 優良業者の実地確認はWEB調査でも可

静岡市は条例施行規則を改正して、4月1日より、排出事業者が処理業者の実地確認を行う場合、**処理委託先が、優良認定処理業者の場合、インターネットを利用する方法により実地確認を行うことができる**こととした。また、こうした手段(優良業者の公開サイト)で確認を行った場合も、今まで同様、確認事項の記録は5年間保存をすることが義務付けられる。

静岡市は、今まで、施行規則にて優良業者の実地確認を免除することを可としてきたが、多くの排出事業者をはじめとする関係者から問い合わせが多いため、施行規則を改正することにより明文化を図った。

(参考HP)

[http://www.city.shizuoka.jp/000\\_002994.html](http://www.city.shizuoka.jp/000_002994.html)

### 4. 【解説】太陽光発電設備の処理・リサイクル

#### 現状と今後の方向性(ガイドラインの発行)

木川 仁

4月1日、環境省から太陽光発電設備の将来の大量廃棄に備えて、既存の法制度や留意事項といった基本的な事項を整理して、リサイクル等の推進を促進するために「ガイドライン(第1版)」が作成されたとの発表があった。

太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギー設備については、2012年7月から実施された再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、大幅

な導入拡大が見込まれているため、環境省は、使用済再生可能エネルギー設備の処理の推進に関する今後の方向性について検討を行って来た。この施策の一環として、今般、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第1版）」が作成された。

**現在、使用済太陽光発電設備は、通常産廃の処理スキームで廃棄処理**されている。例えば、太陽電池モジュールの撤去工事は、土木建築工事に関する工事に該当（廃棄物処理法第21条の3第1項）するため、**注文者から工事を請け負った建設工事を営む者（元請業者）が排出事業者**になって処理が行われている。ここで、**太陽光モジュールは建築物と一体的に撤去されるが、撤去工事においては建設リサイクル法に基づいた手続き【リサイクルの推進】を進める必要が出てくるため注意が必要**になっている。

排出事業者は、各部品が「金属くず」や「ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず」等に該当するため、これら許可品目を取扱える収集運搬業者及び処分業者への処理委託する。現在、多くの使用済太陽電池モジュールは、銀の含有量や相場により中間処理業者・金属スクラップ業者に渡る際、有償にも逆有償（処理費発生）にもなってしまうが、これらの業者で**解体された不要物は、ほとんど埋立処分されるのが現状**のようだ。太陽光発電設備が本格的に廃棄される2030年以降はリサイクル技術の進歩により、多くの設備や装置が有価物処理されることも考えられるが、廃棄物処理に不慣れな関連事業者等の多くが参入すると予想されており、**大量の不法投棄を防止するためにも今般のガイドラインは、使用済太陽光発電設備の廃棄処理におけるパイプ的な存在になる**と考える。

（参考HP）

<http://www.env.go.jp/press/102330.html>

## 5. 京都議定書第一約束期間の削減目標を達成

### 国連審査が完了して正式に達成決定

我国が保有するクレジット・排出枠（初期割当量、森林吸収源、海外からの京都メカニズムクレジット）について、目標の達成に必要な約63億9,200万トン分（5年間分）の償却を2015年11月16日までに行い、その償却状況について国連が審査を行った結果、正式に京都議定書第一約束期間（2008-2012年度）に温室効果ガス排出量を基準年（原則1990年）比で6%削減できたことが正式に決定した、との報道があった。

（参考HP）

<http://www.env.go.jp/press/102374.html>

## 6. リデュース・リユースの推進

### 環境省が事例集・データブックを発刊

我国では、3Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高い「リデュース・リユース」の取組は遅れていると言われている。そこで、第三次循環型社会形成推進基本計画（2013年5月閣議決定）では、「リサイクルより優先順位の高いリデュース・リユースの取組がより進む社会経済システムの構築」を目指すことが決まったが、今般、その一步を踏み出すための参考資料として、先進的な事例を収集した「リデュース・リユース取組事例集」とデータを収集した「リデュース・リユース\_\_データブック」が作成された。

（参考HP）

<http://www.env.go.jp/press/102355.html>

## 7. 容器包装リサイクル制度の施行状況

### 環境省が意見を募集（締切：5月6日）

3月28日、環境省から平成26年度の容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化実績に関する報道発表があった。

また、4月4日、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）が発表された。本報告書は、検討を通じて明らかになった容器包装リサイクル制度の現状と課題が整理され、その対応策について提言されている。そこで、環境省は、5月6日（金）までの間、電子メール、郵送及びファックスにより、意見を募集（パブリック・コメント）している。

（参考HP）

<http://www.env.go.jp/press/102200.html>

<http://www.env.go.jp/press/102363.html>

（以上）

### （株）日本廃棄物管理機構

〒220-8131

横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー31階

Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586

E-mail: [info@jaao.co.jp](mailto:info@jaao.co.jp)